

沿岸広域振興局長告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年6月16日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 大船渡綾里三陸線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 大船渡市三陸町越喜来字肥の田97番2地先から字沖田51番2地先まで
 - (2) 大船渡市三陸町越喜来字沖田52番15地先から52番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年6月16日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 平成29年6月16日から同年7月18日まで